

龜山市歴史博物館歴史資料叢書 第十三集

嘉永六癸丑年改組無足人一件

二〇二四年 龜山市歴史博物館

龜山市歴史博物館歴史資料叢書 第十三集

嘉永六癸丑年改組無足人一件

二〇二四年 龜山市歴史博物館

現在の関町萩原・関町福德・関町久我・関町古厩・加太は、江戸時代は津領で、大名藤堂家の領地でした。この藤堂家には、年貢を納める農民身分として軍役を担った無足人と呼ばれた人々がいました。

無足人は、村に居住し、普段は農業をしながら武芸の稽古をしました。亀山市歴史博物館歴史資料叢書第十三集は、加太村組無足人のようすが記された史料「嘉永六癸丑年改 組無足人一件」を翻刻したものです。原本は『鈴鹿 関町史 上巻』（昭和五十二年刊行）の口絵に掲載され、館蔵関町史編さん資料の中が含まれています。そして、令和四年度と翌五年度の二年間にわたり、弊館が開講する古文書講座「村・町の古文書を読む」において、解読しながら、内容を正確に解釈することに努めました。

これまでの無足人の研究においては、伊賀国の無足人について取り上げられたものが多く、伊勢国における無足人の研究は、それほど多くはありません。このような状況の中、この史料には、加太村組無足人が、米村大右衛門を師として鉄砲を学んでいたことが記されています。米村家は、米村流砲術を伝えてきた家系で、大右衛門は、藩の軍事改革により西洋流鉄砲を学び、幕末には、津藩の靖海流鉄砲役を勤めました。このように、このことひとつとっても、この史料は、伊勢国における無足人の実態を紐解く史料のひとつとして、とても注目できる史料であるといえます。

最後になりましたが、この史料が、加太地域の無足人の歴史を知る上で、少しでも皆様の一助となりましたら幸いです。

令和六年三月

亀山市歴史博物館

凡例

一、史料は便宜上次のように体裁を整えた。

- 1 原文に改行の意味が無い場合は、原文の改行の位置で改行せず、そのまま続けて記載した。
- 2 史料を読みやすくするために適宜「、」「や」「。」を付した。
- 3 漢字は人名・地名を含め、原則として常用漢字もしくは現行の漢字を用いた。
- 4 変体仮名は平仮名に改めた。助詞は「者」・「茂」・「毛」・「与」・「于」は平仮名に改めたが、例外として、「江」・「而」はそのままとし、「与睨」(しかと)・「与風」(ふと)・「于時」(ときに)のように返り点を付けて読む場合もそのままとした。
- 5 合字「ヰ」・「ㇿ」はそのままとし、「メ」(して)・「厶」(とも)・「𠂔」(とき)・「𠂔」(こと)のようにカタカナの合字はカタカナに、「よ」(こと)・「ゑ」(さま)のように平仮名の合字は平仮名に改めた。
- 6 誤字・当て字・脱字・衍字は原文通りとし、その文字の横に(ママ)・(―カ)・(―脱カ)・(衍カ)とルビを付した。
- 7 原文に挿入紙・貼紙・付箋・頭註などがある場合、その位置に記載し、その位置に記載できない場合のみ、その位置に※を記入し、その付近もしくは末尾に記載した。貼紙と付箋の定義は、貼紙は全面糊付けの紙とし、大小にかかわらずめくれるものは付箋とした。
- 8 判読不能文字のうち、文字数が判明するものは一字を□で(判読不能)とルビを付し、虫喰い等による判読不能な文字は一字を□で(虫損)・(欠損)などとルビを付した。どちらの場合においても文字数が不明な場合は「」で表記した。また、文字の抹消は■で表し、(抹消)とルビを付した。
- 9 見消は――を施した。
- 10 訂正の意味で抹消や見消文字の横などに字が書かれている場合は、抹消や見消とせず、横などに書かれている文字をそのまま記載した。ただし、抹消や見消文字に特別な意味があるとみなした場合のみ、原文通りに記載した。
- 11 「、」・「、」・「々」の繰り返しを表す文字は、そのまま用いた。ただし、「々」は「々」に改めた。
- 12 「扣」は原文通り扣のまま記載した。
- 13 欠字は一字空け、平出は改行、抬頭は本文より一字上げとした。

14 原文に挿入箇所などを示す「○」や「。」があり、横、もしくは欄外に挿入文字などが書かれている場合は、「○」や「。」はそのまま原文通り記載し、横に書かれている文字はその場所の行間に、欄外に書かれている場合はその付近もしくは、末尾に記載した。

15 朱書は文章の途中であってもその文字を括弧（「」）で括り、（朱書）と傍注を付した。

16 合点は「^」で表した。

一、史料には、現在では容認されないとと思われる内容も含まれているが、史実を正確に認識するために原文をそのまま翻刻した。

一、本叢書の翻刻は、澤田ゆう子（亀山市歴史博物館学芸員）が担当した。

〔表紙〕
嘉永六癸丑年改

組無足人一件

坂藤九郎控

〔朱書〕
〔庄七事〕

乍恐口上

一加太組無足人鉄砲御改之儀、先規方毎年九月ニ米村大右衛門様御越、御代見御座候処、秋取入時節ニ御座候得は、其節無足人共も稽古何角^(カ)ニ余程日数相掛り候事故、御差支ニも相成不申義ニ候ハ、当年方毎年三月ニ御改被成下候様願敷旨、無足人共方申出候付、乍恐御伺申上候間、不苦御儀ニも御座候ハ、御聞届被爲 成下候様奉願上候、
右之段、

御自分様迄

口上書を以申上候間、乍憚宜御執合被仰上可被下候、以上

加太無足人小頭

坂久内

同 坂庄七

あて

乍恐御訴申上候

加太村組無足人

坂松兵衛

右之者、近来病身ニ而役義難相勤候付、相免、跡役之義、

当村
坂弥惣次

右之者江組替申付候故、乍恐此段御訴申上候、以上

加太村組無足人小頭

坂藤九郎

未二月

同村庄屋

六兵衛

△〔朱書〕
〔大庄屋所江三通〕
米村老通出ス

同 庄屋
無足人小頭加談

坂恒三郎

覚

坂弥惣治

其方義、実貞ニ而農業出精いたし奇特之至ニ而、依之伺之上、組無足人ニ申付候条、砲術精ニ入相勤可申候、御用之節ハ、小頭之差図を請、無違背急度精勤可致候事、

〔一八四七〕
弘化四未年二月廿八日

△右之通、藤九郎・恒三郎兩人申渡也、

乍恐口上

加太村組無足人

小頭加談

丹沢泰次郎

右之者、近来病氣ニ御座候処、昨廿八日死去仕候付、乍恐此段御案内申上候、已上

(二八四六)
弘化三年十一月廿九日

加太村庄屋

兩人

同小頭

壹人

△右三通出ス

乍恐口上

加太村無足人小頭

丹沢光藏義、

一
去冬方病氣御座候処、養生不相叶、去ル七日死去仕候付、乍恐此段

御自分様迄

申上候間、乍憚宜被仰上可被下候、已上

加太村組無足人小頭

坂藤九郎

同加談

坂恒三郎

あて 大庄屋

五月廿四日認、式通平太夫江頼遣し申候、

乍恐口上

加太村

一加太無足人御扶持方米請取方之義申上候様被仰下、奉畏、左

二申上候、

一 毎年六月・十一月両度ニ請取申候、

右請取手形之義、小頭衆印、(名カ)

御奉行様宛ニ而、御同所様并御勘定所様御届御願申上候、御藏方様方御支配御代官様宛ニ而、上納米と立用御請込御書付届候付、右を上納之節、添差上候義ニ御座候、

(二八五三)
嘉永六癸丑年十月十七日、無足人不残、外ニ恒三郎・武藏両

人被召寄、同十七日朝六ツ時御押定所江罷出、夫方組廿九人、(ママ、評)

外ニ武藏共ニ山中岩見様東江参り休足致居候、庄七・恒三郎、

門番安兵衛方ニ休居申候、夫方壹番ニ庄七呼出ニ相成り、御

達し左之通、

御書付之写 覚

一米五俵

加太村無足人

庄屋兼帶
組無足人小頭

坂庄七

常々組無足人世話行届、業も達者ニいたし、且今般御軍備格別ニ而仰出候旁、右之通給米御直し被下、席小目付格ニ申付候、弥精勤可致候、

十月十七日

式番ニ忠三郎呼出し相成り、御書付之写

覚

一米四俵

加太村無足人

坂忠三郎

是迄鉄砲出精、業も達者ニいたし候ニ付、小頭加役申付、給
米右之通被下候、**役用之節は諸事坂庄七申談、入念可相勤候、**
十月十七日

三番二御呼出し、御書付之写

覚

一米式俵式斗(判読不能)

加太村無足組人

坂 半 六 藤島松右衛門 林喜太夫

坂 半 三 郎 坂五左衛門 坂茂右衛門

坂治郎左衛門 坂嘉平次 坂善助

森 小 四 郎 坂太郎右衛門 大原善兵衛

林 弥 惣(兵脱) 衛 林金右衛門 藤島平九郎

坂助右衛門病氣被致、実は死去仕罷不申者也、庄七ふくみ、 坂伝四郎 藤島九太夫

北島喜平次 北崎小右衛門 杉森熊蔵

藤島伊右衛門 坂 九 平 杉森久蔵

杉 森 源 蔵 西川久右衛門 坂源太郎

福 森 惣(兵脱) 衛

右之者共業も達者ニいたし、且御軍備格別ニ被 仰出候ニ付、
給米御改被下候、弥砲術出精、臨時吃度御用意可申候、

(抹消) 武蔵義は、外村々新無足人出来候節、外村々凡三百五十人

斗出来候也、其中之壹番ニ武蔵御呼出しニ相成り、御書付之

写左之通、

覚

一米式俵式斗

加太村
武蔵

組無足人加り申付候、依之勤中右之通御米年々被下、御用之
節は帯刀も差免(判読不能、俵カ)、農業之透々無油断砲術相心懸、組内申談、
入精可相勤候、

跡ニ而庄七江別段御達し之控、左之通り、

覚

一此度御手宛筋格別ニ被仰出候故、弥組頭修業筋精ニ入可申旨、
可致世話、勤方は迄同様ニ相心得、尚毎春壹度ツ、演武莊江
一緒罷出、見分を受可申候、
一給米も一緒御増被下候事故、年々八拾壹俵式斗小頭受取、夫々
可相渡候、尚爾来闕役有之砌は、月割を以過米可致返上候、
右之通可相心得事、

丑十月十七日

右之通被仰付難有奉存候、則、同年替八拾壹俵式斗之割を以、
四拾九俵式斗請取申候、尤無足人少々入用金有之候付、式斗ツ、
又六升七合ツ、入用之内ニ立込申、手取九斗三升六合之手取ニ
相成り申候、庄七・忠三郎兩人も同様米高二、右米之入用引事也、

組無足人取扱振、伊州方御尋之趣ニ付申上候扣

尚々、本文之筋ハ伊賀方方問合参り候哉之御噂も御座候、已上

以手紙得御意候、然は別紙御書取外役所方相渡候様子ニ而、右之内加太無足人、村方ニ而之心得振等、付札を以申出候様、瀧野公方被仰聞候故、写壺通進候間、御聞取之上附札御認メ可被遣候、尤、奥之式ケ条ハ、演武荘へ出候無足人之儀ニ御座候間、且初之ケ条書条書・但書之儀ハ加太之者存候儀ニハ有之間敷旨も被 仰聞候、二番目之ケ条之内、御役方へ申出候事ニ而も有之候ハ、

御奉行所、郡御奉行之儀ニ有之旨被 仰聞候、

右之趣御承知、村方御糺、付札ヲ以御申越被成候、已上

(二八四九)
嘉永二年酉閏四月七日

当番

赤塚善十郎様

御書取之写

○一 加太無足人ハ、不残米村大右衛門門弟ニ而、無足人共鉄砲稽古之節、大右衛門儀加太江指南ニ罷出候哉、右も指南と申候歟、又ハ打廻りと申儀哉、年ニ幾度程参候哉之事、但シ加太無足人を指南いたし候様、大右衛門方継目度々被 仰付候儀哉、

○一 右無足人ニ組頭様之者有之、無足人進退伺、又は鉄砲稽古、其外勤方等之儀、都而組頭役之者引請、取扱候儀哉、右等之儀、組頭之者方御役方江申出候事ニ而、大右衛門へ掛り

候義ハ無之哉之事、

○一 無足人進退有之節ハ、大右衛門へ当人力又は組頭之者方案内ニ罷出候之儀も有之候哉之事、

○一 無足人ハ米村流之鉄砲を以稽古いたし候迄ニ而、急度大右衛門門弟と申訳ニも無之、勿論稽古指南等ニも罷越候義ハ無之哉之事、

右返答書付札之写

壺番之ケ条

加太無足人不残米村勘左衛門様門弟ニ御座候、組無足人共鉄砲御改として、毎年壺度ツ、勘左衛門様村方へ御立入御見分有之、御指南等も御座候、右之節ハ、鉄砲中り帳面御持帰り、御家老様方へ御差上ニ相成候趣ニ御座候、但シ加太無足人を指南致候様、米村家継目度々被 仰付候哉村方ニ而ハ相分り不申候、

二番目之ケ条

組無足人之内、兩人小頭役被 仰付有之候間、無足人共稽古之世話并勤方等之儀ハ、小頭共引請、取扱申候、尚又、組無足人進退之節ハ、小頭并庄屋申談之上、米村様へ内伺仕候而、小頭・庄屋立会、進退申付ケ、其段米村様并支配大庄屋所へ向ケ御訴訟申上置候、組無足人、平常村方之義ハ、村役人方取扱候儀ニ御座候、
三番目之ケ条

小頭ハ勿論、組無足人進退之節、跡役之者、勘左衛門様
へ御案内旁目見ニ罷出申候、

四番目之ヶ条

小頭之儀、勘左衛門様御宅并御学校江も罷出、指南を請
申候、組無足人之内ニも勘左衛門様御宅へ罷出指南を請、
尚又、小頭ハ勿論、組無足人之内ニも□目免許を請居候
者も御座候ニ付、平日ハ村方之稽古場ニ而月々稽古仕候
義ニ御座候、

ノ

一 組無足人進退、近例ハ何年ニ而哉御尋ニ付、一昨未年、組
無足人坂松兵衛跡役、坂弥惣次へ申付候、

覚

一 文化九申年

金百疋宛

鳥目耆貫文宛

右之通、御褒美頂戴仕候、

一 文化十酉年小頭本役被 仰付候、
坂内庄七

加太村組無足人

小頭

坂久内

坂庄七

庄七悴

坂庄内

組無足人

式拾九人江

四年以前、弘化二巳年迄三十三年之内相勤申候、

文政六未年、御増給米式俵被下、弘化元辰年迄、式拾式ヶ年
頂戴仕候、

一天保九戌年方、小頭役給米之内年々耆俵宛御俵約ニ付、御減
少被 仰出候、

一 弘化二巳年小頭役被 坂庄七悴 坂藤九郎

仰付、当年ニ而四年相勤メ申候、

一文政六未年

金百疋

鳥目耆貫文宛

同五百文宛

右之通御褒美頂戴仕候、

一 嘉永元申年八月廿六日、組無足人不残罷出、鉄砲耆放ツ、

大筒同断、都合能相濟候処、於 御奉行柳田猪之助様ニ御ほ
うび被下候

小頭

坂久内

組無足人

式拾九人江

同大筒打候者

拾四人江

覚

一 鉛五百目催合

藤島平九郎
北崎小右衛門

一同式百目宛

坂太郎右衛門

坂 半 六

坂 忠 三郎

坂 善 助

一同式百目舫^(ママ)

坂五左衛門
坂嘉平次

右之通被下候、

一 右同月廿七日、於柳田猪之助様ニ、近年來砲術出精ニ付、御ほうび被下候、

覚

一 鳥目壹貫文ツ、

加太村無足人
三拾人江

一同 五百文ツ、

同大筒打候者共
拾九人江

右之通被下候、

一 右同年九月十九日被下候、
一金百足

坂庄七江

右之通御褒美被下候事、

△半紙横折へ巻通、

乍恐口上

加太村

当村中在家垣内ニ、鉄砲稽古部屋を建、晴雨ニ不構候様仕、組無足人共稽古仕居申候、別段劍術稽古部屋与申候而ハ無御坐候此段書付を以申上候、以上

(一八五〇)
嘉永三年戌六月八日

加太村庄屋
坂庄七

同村同断
坂恒三郎

右之通申上候、

覚

△半紙横折へ巻通出、

加太村代々無足人格
年四十五
北崎小右衛門

同人養子年廿四
同 清 蔵

右之者、組無足人相勤居候ニ付、父子共、砲術ハ是迄も心掛ケ、村方ニ而精ニ入修行仕候得共、専農業仕居候ニ付、劍術之儀ハ末夕得心掛ケ不申候、此上、作間ニ而も御座候ハ、心懸ケ候様可仕旨申出候、此段書付を以申上候、已上

(一八五〇)
嘉永三年戌六月八日

加太村庄屋
坂庄七

如此申上候、

同村同断
坂恒三郎

右之通被為 仰付被下難有仕合奉存候、右夫々御礼ニ参上仕候、
(一八五三)
嘉永六癸年丑十月十七日

右之通相認め、

一米五俵

加太村無足人
庄屋兼帶
組無足人小頭
坂庄七

右之通、給米御直し被成下、席小目付格ニ被 仰付候、

兩御奉行
藤堂作兵衛
島川 総藏

一米四俵

加太村組無足人
坂忠三郎

右之通、給米被為下、小頭加談被 仰付候、

郡奉行
戸波朋次郎
同 門田九郎右衛門

一米貳俵貳斗ツ、

同村組無足人
貳拾九人江

右之通、給米御改被為成下候、

同 前田 円平
代官 齋木千九郎

一金貳百疋

同村組無足人
小頭加談
坂恒三郎

此度小頭加談御免被成下、右之通御ほうび頂戴仕候、

同 寺田直右衛門
支配代官
生形 織之進
外ニ御評定所内江三枚

一米貳俵貳斗

同村
武藏

組無足人加り被 仰付、勤中年々御米被為下候、

(一七二八)
一百廿六年以前享保十三申年迄、御扶持米四俵ツ、頂戴仕候、
(一七三七)
一百拾七年以前元文二巳年ニハ右同断宛頂戴仕居候、右貳拾ヶ
年之間ニ候、貳俵ツ、御減少被仰出候義ハ不奉存候、弥々何
年ニ御減少と申儀ハ相分り兼申候、右ハ藤島松右衛門方ニ手

札有之候故、右手札、赤塚公江御覽ニ入候ハ、暫貸呉候様被申候、其後、手札戻り申候、御評定所へ出候、

以 手紙申進候、然ハ 貴様義、組無足人役内願之通御免被成下候間、此段御承知可被成候、以上

子九月

庄屋

村主庄次郎殿

以 手紙申進候、然ハ、

神武垣内

惣兵衛

同親類

壱人

同組頭

壱人

同年寄

平次郎

常三郎宅へ

明夕方

右之者共御用之義有之候条、可被罷出候、以上

子九月

庄屋

神武

年寄中

△半紙横折ニ而認メ大庄屋所江三通、平松半右衛門様へ尅通、都合四通差出候事、

乍恐御訴申上候

加太村組無足人
村主庄次郎

右之者、近来病身ニ而役義難相勤ニ付、内願之通御免し、右跡役

当村神武垣内
惣兵衛

右之者江組替申付候故、乍恐此段御訴申上候、以上

(一八五二)
嘉永五壬子九月廿七日

加太村
組無足人小頭
今井平太夫

同小頭庄屋兼帯
坂 庄七

同加談庄屋兼帯
坂 恒三郎

宛なし

覚

△御書付之写

加太村
福森惣兵衛

其方義、実体ニ而農業棹等出精いたし、奇特之至ニ付、此度組無足人ニ申付候条、砲術精ニ入相勤可申候、御用之節、万端小頭之差図を請、無違背可致精勤候事、

(一八五二)
嘉永五壬子年九月廿六日

誓紙前書

一 御流儀之小筒并早合之秘事、御相伝被成下、忝奉存候、此度、

御相伝被成下候儀共、他人ハ不及申、親子兄弟^并御一家中御

尋候共、御相伝無之衆江一言之相談仕間敷候、譬御相伝之衆

中ニ而も、御指凶無之内、私ニ申談仕間鋪候事、

一判形御改被下候上ハ、一切替流仕間敷候、若シ自分工夫之義

有之候とも、我流と立申間敷候、

一鉄砲相止候節ハ、書物早速返并可仕候、病氣附候節ハ、存命

之内ニ返并可仕候事、

一対師、少も後暗キ儀仕間敷事、

覚

△勘定定ニ而押貰候事、

①白塩硝八斤ト百廿五匁

但シ、式百五拾目壹斤

①硫黄壹斤ト百七拾五目

但、式百五拾目壹斤

①鉛式拾六斤ト八拾七目五分

但、斤前同断

右は、加太村無足人鉄砲稽古入用、当年分慥ニ請取申候、以
上

年号月日

(二八五〇)
嘉永四亥年改ル也、

加太村^(抹消)無足人小頭

加談 忠三郎

坂庄七

宛
武具御奉行様

表書之通見届申候、已上

何ノ月日

米村勘左衛門 印

△壹番ニ米村へ参り、表書相済、次ニ奉行所江行、勘定定済也、御武具蔵
ニ而請取可申事、紙袋式つ・かます式つ持参之事、

覚

一銀五拾四匁

右は、去月十六日、河内山ニ而猪鹿御狩被遊候節、出勤致候

者廿七人江造用として、壹人ニ付銀式匁御下行被成下、難有

頂戴仕候、以上

加太村

△嘉永七甲寅年四月

組無足人惣代
坂半六 印

御上江は、年号書入不申、寅四月と認上ル、

同小頭加談
坂忠三郎

同小頭

坂庄七

多門様

監物様

十右衛門様

御役人中様

△如此謄半紙壹枚江認メ、四月廿五日ニ赤塚善十郎様江差上ル、

(二八五〇)
嘉永三戌年

△半紙横折帳ニ認メ上書如此、

組無足人勤方并被下物其外取扱振書上

加太村
小頭共

五月

一御扶持三俵宛
付札 庄七・平太夫兩人共、代々御目見無足人ニ御座候、

加太村組無足人

小頭

坂 庄 七

同

今井平太夫

右は、小頭元耆人ニ而、御扶持米七俵ツ、被下、相勤居候処、
寛政十年方兩人勤ニ被 仰付、耆人二三俵式斗ツ、被下候
処、御儉約ニ付、天保九戌暮方耆俵御減少、当時耆人二三俵
ツ、頂戴仕候、

〔剝離付箋〕

組無足人之義、元來、加太左京亮殿之浪人之由、寛永
(二六三)

八未年之頃、組無足人ニ被遊御取立、御扶持被下候由、
尤、往古ハ小頭耆人ニ而御扶持米拾三俵被下候由、組
無足人之義も耆人扶持ツ、被下候由、聞伝へ居申候、
先年、村方焼失之砌、先小頭為七類焼仕、其節書付類
不残焼失仕、委敷義ハ今以相分り不申候、

一 小頭ニ被 仰付候得は、年頭御目見御礼申上候、尚又、組無
足人三人ツ、順番ニ御礼申上候義ニ御座候、

但、小頭共并組無足人共之内方火繩三拾把献上仕候、

〔剝離付箋〕

〔先年ハ、組無足人之内順番耆人ツ、年頭申上候処、以
後兩三人ツ、御礼申上候様、天保二卯年十一月御達シ
被成下候ニ付、其後三人ツ、御礼申上候義ニ御座候、

一 御増御扶持米式俵

親 庄七江

文政六未年方弘化元辰年迄式拾式ケ年被下候、

但、右ハ砲術出精并稽古筋能世話仕ニ付被下候、

一無給

小頭加談
坂恒三郎

一 稽古筋取締向、小頭江加談仕候義ニ御座候、
一 鉄砲流儀、小頭ハ勿論、組無足人共、先年方米村様流ニ限り
居申候、

一 小頭共、勤方之儀、米村勘左衛門様御屋敷并御学校校江も罷出、
御指南を請候而、組無足人式拾九人之者江、式日指南稽古を
為致候義ニ御座候、御困場所其外、何等御用之節ハ勿論、都
而組無足人用之義ハ、小頭共方支配仕、併平常村用懸り之儀
ハ、村役人共方取扱申候、

一 御用之節ハ、支配大庄屋中江向被 仰出、夫方小頭共江被達
候義ニ御座候、

一 組無足人進退之節、居村庄屋へも及内談、当村之内ニ而差支
無之者を見立、米村様江内伺仕、小頭・庄屋立会、進退申付、
其段米村様并支配大庄屋所江向ケ御届申上候、

一 小頭并組無足人共、鉄砲為御改、米村勘左衛門様毎年三月ニ
村方江御立越、打前御分被成、鉄砲中り帳面差上申候、其節
御指南も御座候、

一 鉄砲平日稽古ハ勿論、御用之節迎も、自分持筒并早合入等持
参仕候、併御用之節、御番筒御貸渡ニ相成候義も御座候、

一 五拾目筒、先年ハ拝借稽古仕候義も御座候得共、当時ハ、五

拾目筒式挺、小頭共并組無足人共仲間ニ而買調、所持仕居候

二付、式日稽古仕申候、

一 白塩硝八斤百式拾五目

但シ、式百五拾目壹斤

一 硫黄壹斤百七拾五目

一 鉛式拾六斤八拾七目五分

右之通、鉄砲稽古入用ニ毎年御下行被成下候、

但、請取方之儀小頭名前ニ而手形相認め、米村様御見届ケ、

印形を請、御武具蔵ニ而請取申候、右ハ往古トハ追々御減

少ニ相成候由、既ニ式拾ヶ年以前迄ハ、

白塩硝 拾斤

硫黄 式斤

鉛 三拾斤

右之通、御下行被成下候処、当時前ヶ条之通、御減少ニ相

成り申候、

一 御越国之節ハ、加太宿御本陣前ニ而小頭共并組無足人共上下

着用、

御目見被 仰付候義ニ御座候、

但シ、火繩三拾把献上仕候、

メ

一 加太組無足人共、三拾人之処、小頭式人ニ相成候故、組壹人

減シ、当時式拾九人ニ御座候、尤鉄砲無足人とも唱ひ候義ニ

御座候、

一 組無足人共、当人ハ勿論、悴迄も帯刀仕候義ニ御座候、

一 組無足人共、御扶持米壹人前式俵ツ、年々被下候義ニ御座

候、

但、請取方之義、小頭共御扶持米と一所ニ仕、毎年六月・

十一月両度ニ請取申候、右請取手形之儀、小頭共名印、

御奉行様宛名ニ而、御同所様并

御勘定所様御見届ケ御願申上、御蔵方様方御支配御代官

様宛ニ而、村方上納米と御立用御請込之御書付出候ニ付、

右を上納之節、庄屋共方差上候義ニ御座候、

右御蔵米と御立用ニ相成村方御年貢、差引江入、夫々庄

屋共方相渡シ申候義ニ御座候、

但、六月分ハ前年之米差引江入、来六月御扶持米と仕、

御延米之勘定江相立渡し候義ニ御座候、

一 稽古之義ハ、先年ハ毎月壹日宛、小頭共宅江寄、稽古仕候得

共、場所悪敷候故、近来之処稽古部屋を建、晴雨不構様仕、

右式日之外ニ不時稽古仕居候義ニ御座候、

一 被下物之義ハ、御扶持米と稽古入用玉薬ニ而、不時稽古并米

村様御立入造用、其外諸雜費等自分賄、小頭共并組無足人共

割合仕候義ニ御座候、

一 組無足人共、村方夫役之儀、人足役ハ相勤不申候得共、諸入

用、家別割掛り銀ハ年々出シ申候、右之代りに小入用方銭壹

貫三百文ツ、組無足人共江立戻シニ相成候義ニ御座候、

但、右ハ庄屋共方小頭共江請取、夫方組無足人共江割渡シ候義ニ御座候、

右之通ニ御座候、以上
戊五月

加太村
小頭共

此度、

殿様、伊州上野并大和辺大地震ニ付、悉御自心御差図被遊度義、御公儀へ御願被遊候処、右御聞濟ニ相成り候、就而処、三月廿三日江戸御発賀、(ママ、駕)東海道十一日振ニ而、関宿御泊、柘植御休、加太御本陣ニ而御小寄御座候、

一加太組無足人、先例御越国之節、火繩三拾通献上、御目免仕候所、此度之義、江戸表へ御伺ニ相成り候所、先例通、目免可致旨御達しニ相成り申候、
(判読不能)

一四月壬申御上^(ママ)口之所、御延引ニ相成り、四月一組無足人、此度目免仕候名前、美濃紙へ三冊認メ出し候様御達し御座候ニ付、則、左之通認メ出ス、

安政二卯年
加太組無足人御目見名前帳
三月

此所はりとじ之事

小頭
坂 庄 七 小頭加談
藤島松右衛門 林喜太夫 坂半三郎
坂五左衛門 坂茂右衛門 坂治郎左衛門

組無足人
坂 半 六

坂嘉平次 坂善助 森小四郎
坂太郎右衛門 大原善衛(兵腕) 林弥惣兵衛
林金右衛門 藤島平九郎
坂伝四郎 藤島九太夫 小島喜平次
病氣ニ付杉森源太郎名代、病氣ニ付村主庄次郎頼申、是ハ杉森小平治頼有之候所、同人持病差つものり候ゆへ無抛庄次郎頼申候事、
北崎小右衛門 杉森熊藏 藤島伊右衛門
坂 九 平 杉森久藏 杉森源藏
西川久右衛門 坂源太郎 福森惣兵衛
病氣ニ付、悴久松名代、
無足人加り
坂 武 藏

右之通、御目見、板屋九左衛門門寺江入口ニ而、坂庄七・坂忠三郎、夫方前名前之通二行下座仕、尤発鉄鉋之者共江御ひろを御座候、尚又、先例ニむしろをしき候義、先例被申上候得共、此度ハむしろ相成不申旨、代官中根益三郎殿、関ニ而御伺ニ相成り候所、此度ハ御用捨無御座候旨、御達し御座候也、尤、忠三郎、十二日、関村田屋中根公御宿ニ而、同所へ忠三郎伺ニ遣し申、手札ハ如何哉と御尋有、先例ニは火繩三拾通献上、台、但下ケ札杉原紙如此ニ而手札ニ不及旨申上候、尚又、献上之品其儘ニ而、庄七、本陣之床迄持参ル、台ハ人物御都合之由ニ付、下ケ被下候ニ付、頂戴仕候事、一四月廿一日御上座被遊候ニ付、庄七・心造、廿二日出津致、高野尾大庄屋善十郎殿方へ御礼申上候、夫方御立、廿二日迄

勤、

御用人(兵脱)
桑名弥次衛様

加判奉行

藤堂作兵衛様

島川(力)総蔵様

御家老

藤堂多門様

郡奉行

戸波明次郎様

岡本五郎左衛門様

前田円平様

門田九郎右衛門様

支配代官

中根益三郎様

(齋)
才木千九郎様

寺田直右衛門様

勘定元ベ

寺田清三郎様

大納戸方

上村宇平様

此二軒へ庄七参り不申候事、

右之通、都合能御礼迄勤仕候事、尚又、大庄屋帰宅掛善十郎方へ都合能相濟候、御安心被下候様、御礼申上候事、

以手紙申進候、然は、

板屋垣内

九太夫義、

組無足人役、此度御免被成下候間、此段御達し可被成候、以上

卯九月

坂庄七

板屋

年寄平九郎殿

以 手紙申進候、然は、

向井垣内

山路五郎四郎悴

定治郎

組頭

壱人

右之者共、御用之義有之候条、明六日朝五ツ半時

拙宅江

可被罷出候、以上

卯九月五日

坂庄七

向井

年寄衆中

(朱書)
「△安政二乙卯九月五日」

(朱書)
「△前同断」

以手紙申進候、然は、

牛谷垣内

年寄

松次郎悴

新之助

同組頭

壱人

同

源七

右之者共、御用之義有之候条、明六日朝五ツ半時

拙宅江

可被罷出候、以上

卯九月五日

坂庄七

牛谷
年寄中

以手紙申進候、然は、

牛谷垣内
弥惣次

組無足人役、此度御免被成下候間、此段承知可被致候、以上

〔朱書〕
〔安政二乙卯九月六日〕

卯九月〔六日〕

坂庄七

牛谷
年寄松治殿郎

覚

〔朱書〕
〔△〕

一

加太村
山路定治郎

其方義、実体二而農業出精いたし、奇特之至二付、此度組無
足人二申付候条、砲術精二入相勤可申候、御用之節は、小頭
之差図を請、無違背可致精勤候事、

卯九月

〔朱書〕

△安政二乙卯九月六日、山路定治郎 兩人へ、庄七宅二而忠三郎・拙兩人
杉野新之助

方達し申候事、

覚

△御書付之写

一

加太村
杉野新之助

其方義、実体二而農業出精いたし、奇特之至二付、此度組無
足人二申付候条、砲術精二入相勤可申候、御用之節は、小頭
之差図を請、無違背可致精勤候事、

卯九月

病氣二付、相勤不申候事、

乍恐御訴申上候

加太村組無足人

藤島九太夫

右之者、近来病身二而、役義難相勤候二付、内願通御免し、右

跡役

同村向井垣内

山路定治郎

右之者へ組替申付候故、乍恐此段御訴申上候、以上

安政二年卯十月

加太村組無足人小頭庄屋兼帯

坂庄七

同村庄屋

落合与衛(兵脱)

如此三通大庄屋江出ス、

壱通、平次江出ス、

乍恐御訴申上候

加太村組無足人

坂源太郎

一右之者、眼病二付、役義難相勤候故、内願之通御免し、跡役

組替申付候間、乍恐此段御訴申上候、

安政三年ノ辰三月廿二日

加太村組無足人小頭加談

坂忠三郎

庄屋

落合与衛(兵脱)

同与頭(判読不能)

如此、大庄屋三通、老通平次江出ス、

同村
中沢伊助へ

覚

一

其方義、実体ニ而農業出精いたし、奇特至ニ付、此度、組無足人ニ申付候条、砲術精ニ入相勤可申候、御用之節は、小頭之差図を請、無違背可致精勤候事、

安政三辰二月五日

以 手紙得其意候、然は、

明後十六日朝五ツ半時御達し、御用之義有之候付、

召連、罷出候様被仰下候間、此段御通達奉頼上候、尤、親類老

神武垣内
福森惣吉

拙者

人、忠三郎村用差支無之候ハ、付添参り候様、御達し可被下候様、御頼申候、以上

十一月十四日

森田六郎右衛門様

高野尾方被申遣候、

坂庄七

覚

一

其方義実体ニ而農業出精いたし奇特之至ニ付、此度組無足人ニ申付候条、砲術精ニ入相勤可申候、御用之節は、小頭之差図を請、無違背可致精勤候事、

未十一月十六日

乍恐口上

加太村
組無足人共

一加太組無足人之義、先年方小筒老放、中腰折敷之打前、毎年老度宛米村

以手紙得御意候、然は、

内願之通、組無足人役御免し被成下候間、此段御達し可被成候、

板屋垣内
藤島平九郎

以上

安政六年未十一月十四日

坂庄七

板屋垣内

年寄衆中

乍恐御訴申上候

加太村組無足人

藤島平九郎

右之者、近来病身二而、役義難相勤候付、内願之通御免し、
右跡役

右之者へ組替申付候間、此段御訴申上候、以上

十一月

加太村庄屋

田中吉右衛門

同

森六郎右衛門

同小頭

坂庄七

小頭同加談

坂忠三郎

御郡方

加判奉行所

以手紙得御意候、然は、

加太無足人共

鉄砲仕立二付、^(ママ、拝) 扨借金願出、右者願之金高四歩利、拾年賦二

御貸渡しニ相成、為引当拵立候鉄砲、右扨借金皆納迄、^(ママ、拝) 武具

方御帳付ニいたし置、返上滞り候節ハ、右鉄砲御引上之定ニ

シテ、村役人加印之証文を以、御貸渡しニ相成候間、夫々宜

御達し可被成候、以上

△安政三辰年

正月廿三日

鉄砲仕立二付、^(ママ、拝) 扨借金願之義、別紙写し^(之符カ)之通り、四歩利拾年

賦二御貸渡可被下候間、可被奉得其意候、手札を以、

両御奉行所・三御郡方御宅・御支配御代官衆御宅、如此早々

御廻勤可有之候、尚、去冬之願書、今式通御認メ可被遣候、

以上

正月廿四日

赤塚善十郎

加太村

庄屋衆中

△如此安政三辰正月廿四日参ル、則、同日稽古日二付、右之咄致申、

金百両

内

覚

以手紙申進候、然は、

北在家垣内

組無足人

坂茂右衛門

組無足人役之義、内願も有之候付、願之通御免被成下候間、此

段御達し可被成候、

坂庄七

庄屋兩人

年寄
忠三郎殿

以手紙申進候、然は、

北在家垣内
中沢久五郎

同組頭
壺人

同親類
壺人

付添人

右之者、御達し申御用之義有之候条、今十八日七ツ時、

板屋
会所へ

罷出候様、御達し可被成候、以上

坂庄七

十月十八日

庄屋
兩人

年寄衆中

覚

加太村
中沢久五郎

一其方義実体二而、農業出精いたし奇特之至二付、此度組無足
人二申付候条、砲術精二入相勤可申候、御用之節は小頭之差

凶被請、無違背可致精勤候事、

(万延元年)
申十月十八日

(二八六〇)
万延元年、茂右衛門跡役、久五郎へ申付候事、

以手紙申進候、然は、

板屋垣内

組無足人
藤島松右衛門

組無足人役之義、内願も有之候二付、願之通御免被成下候間、

此段御達し可被成候、以上

文久二戌年二月廿二日

坂庄七

庄屋
兩人

年寄

忠三郎殿

中在家垣内

坂五八

前同断御免二相成り申候、

同月同日

一筆申入候、

向井垣内和七悴

与三吉

年二十九

後

申可達御用之義有之候条、明廿二日朝五ツ時

組親類

兩人付添

会所へ罷出候様、御達し可被成候、以上

二月廿一日

庄屋

年寄

五郎四郎殿

尚々、御多用御付添二不及候、

一筆申入候、

前

向井垣内

伝八

申可達御用之義有之候付、明廿二日朝五ツ時

組親類付添、

会所へ罷出候様、御達し可被成候、以上

二月廿一日

庄屋

年寄

五郎四郎殿

覚

加太村向井垣内

伝八

其方儀、存念も有之候付、此度組無足人二申付候条、砲術精二入相勤可申候、御用之節ハ小頭之差図を請、無違背可致精勤事、
(文久二年)
戌二月廿二日

覚

加太村向井垣内

与三吉

其方儀、存念も有之候二付、此度組無足人二申付候条、砲術精

二入相勤可申候、御用之節は小頭之差図を請、無違背可致精勤候事、
(文久二年)
戌二月廿二日

以 手紙申入候、然は、

北在家垣内

長蔵

申可達御用之義有之候付、明五日朝五ツ時、余所卜

親類付添、

会所へ罷出候様、御達し可被成候、以上

(文久三年)
亥二月四日

庄屋

年寄

忠三郎殿

尚々、貴家御付添可被成候、

覚

加太村北在家垣内

長蔵

其方儀、存念も有之候付、此度加太無足人二申付候条、砲術精を入相勤可申候、御用之節ハ小頭之差図を請、無違背可致精勤候事、
(文久三年)
亥二月五日

△文久三亥年

庄屋

六郎右衛門

小頭

七

同

信二郎

忠三郎

年寄兼帯

以手紙申入候、朝暮大ニ容易相成り申、然は、別紙書面之通、御取調ニ相成り申候処、右之義も相心得不申候付、早々相調可申上候間、少々御猶余被成下候様、御断申上置間、如何之振合ニ而有之候事哉、其段急々御申越可有之候、是迄之扱も何れ方御達ニ相成り候事哉、御奉行所方有之候義と相心得居候処、長藏義、何も存不申候付、御返事之申上方も甚以迷惑致申、此段早々御申越可被成候、以上

子八月廿五日夕認

平松半右衛門

△九月三日夕着、庄七方四日朝着仕罷在事、

坂庄七殿

尚々、書面ニ而は相分兼候付、小頭庄七早々御越可被成候、以上

奉行所方平松様ニ参り候写

加太村無足人加り
武藏

一昨戌年十月組無足人加り差候処、其後

杉野長藏へ

被申付候趣ニ有之候、右は如何之振合ニ而御取扱有之候哉、役方心得も有之ニ付御尋申候、否、可被^(判読不能)聞候、已上

八月廿五日

平松半右衛門様

藤堂所左衛門
島川^(判読不能、総カ)右衛門

前紙之通申参り候間、子九月四日出津仕候付、則、右早朝方平松并米村公へ伺、加太村之義、往古方小頭并庄屋之内ニ而組替申付候義ニ御座候、尤、前紙控之通、慥ニ御請可被下候旨申上候、尤、訴書は大庄屋所へ三通出し御座候ニ而左ニ御承引可被下候、

乍恐御訴申上候

組
加太無足人加り
武藏

一昨戌年十月組無足人加り、差許候処、其後

杉野長藏へ

右之者へ組替申付候処、乍恐此段御訴申上候、以上

亥二月五日

加太村庄屋
六郎右衛門
信二郎

小頭
庄
小頭加談
忠三郎

覚
見返し
御手当掛中へ

加太組無足人共

進退之義、是迄村役人共江申出置、其段師家江申出、進退いたし参候処、嘉永六丑年、一統給米等御直し被成下候廉も有之候付、爾来書付を以進退可申付候条、進退相伺候砌は、其段

小頭方

師家江打合置、

御手当掛り

大庄屋共之

手を経、右伺書差出可申候、右之趣被相心得、

御手当掛り

大庄屋共

加太組無足人

小頭江

可申、被申達候事、

(二八六四)
元治元年子十月十三日

前紙写之通、御達し有之候ゆへ、小頭二も宜御達し置可被成候、以上

(元治元年)
子十月十七日

加太村
庄屋中

赤塚善十郎

卷表御手当掛中へ

加太村組無足人

坂嘉平次

藤島伊八

杉森久之丞

福森惣衛(兵脱)

森親之助

右之者共、是迄能相勤候付、組無足伍長二申付候、依之年々

米三俵ツ、

被下候、弥精二入可相勤候、

元治二年丑三月廿日

卷表

覚

加太村組無足人

伍長五人分増給米

一米貳俵貳斗

右之通、年々被下候高、是迄被下候高被相合、毎暮請取、相渡候様

小頭共へ

(抹消)
可被申達事、

覚

覚

加太村組無足人

小頭
平組

此度、右組之内方伍長五人申付候間、此段相心得可申候、右之通可被申達事、

↙

加太組村無足人小頭加談
坂忠三郎

老衰二付難相勤旨、願之通、組無足人小頭加談差免候、是迄能相勤候二付、一代限組無足人格二申付候、

慶応元年丑五月十一日

撒兵
加太村
坂久内

是迄能相勤候付、加太村組無足人小頭役申付候、依之年々

米四俵ッ、

被下候、弥精二入相勤候、

(慶応元年)
丑五月十一日

加太村組村無足人

小頭
坂久内

去ル七月方病氣之処、昨十七日死去仕候付、此段御訴申上候、

(抹消)(慶応元年)(抹消)
■丑八月■

加太村組無足人
小頭
坂庄七

四ヶ月相勤候事、
米村大右衛門様

平松半右衛門様

口上之覚

加太村無足人
坂久左衛門俸
坂政之助

右之者親久左衛門義、去ル巳年方丑年迄九ヶ年之間、小頭加談

役相勤居候家柄二付、久内跡役、政之助江組無足人小頭役被仰

付被成下候様奉願上候、此段、宜御執成(抹消)被仰上被下度奉願上候、以上

(慶応元年)
丑十月

平松半右衛門様
米村大右衛門様

加太村組無足人
小頭
坂庄七

一

加太村組無足人小頭役被仰せ付候日限

慶応元年丑年十月三日願上二而、同月十一日被仰付候事、

坂政之助

一

右之者、郷中無足人格被申付候処御免、跡役

坂五左衛門
北島喜平次
坂太郎右衛門

坂源太郎

右之者へ加太組無足人役被仰付候事、尤、御評定へ御呼出し御達し也、

慶応二寅年五月十六日

今井喜八
杉田弥市

口上之覚

一

右之者、加太村組無足人小頭役被仰付被下、難有仕合奉存候、然ル処、同人不都合相続、(判読不能)口口難治(候カ)■(抹消)■(抹消)■(抹消)二相成り、役義難相勤候■付、御免被成下候、跡役

加太村
坂政之助

同村 無足人

森田六郎右衛門
正太郎へ

組無足人小頭役被仰付被下候様奉願上候、此段宜御執成被仰上被下度、奉願上候、以上

(慶応二年)
寅九月

加太村
組無足人小頭
坂庄七

米村大右衛門様
平松半右衛門様

口上之覚

右之者、病身十市此度死去仕二付、跡役

(ルカ)去る丑年、組無足人伍長役被仰付被下、難有仕合奉存候、然ル処、病身二而七話行届兼役義難相勤り候付、

加太村組無足
伍長
福森惣兵衛

同村

惣兵衛
坂佐助へ

組無足人伍長役

被仰付被下候様、奉願上候、此段宜御■(抹消)執成被仰上被下度、平十平組二被成下、奉願上候、以上

九月二日

加太村小頭
坂庄七

米村大右衛門様
平松半右衛門様

口上之覚

右之者、病身二而役儀相勤り兼、

加太村組無足人
北崎小右衛門

被仰付候間、■(抹消)小右衛門跡役、

同村
杉森源蔵へ

倅義は、
撒兵二

為
被仰付被下候様、奉願上候、尤、源藏義、是迄組無足人相勤
唐候所、^(ママ)養年ニ付、御断申上候此度得共、此段宜御取成被仰
上被下度、奉願上候、以上

卯九月

加太村組無足人小頭
坂庄七

米村大右衛門様

(挿入紙)

杉森源藏義、

一代々組無足人相勤居候処、親源藏死去仕、忝養年、当年
九歳ニ付、此度養子仕候故、此度御組替、別紙之通宜奉願
上候、何分正太郎・佐助・源藏、此三人一日も早く御被仰
付被下度、偏ニ奉希上候、以上

覚

去ル十三日、米村大右衛門様御呼出しニ付、

加太村組無足人
小頭

坂庄七

同伍長

坂嘉平次

同

森親之助

同

杉森久右衛門

東征方帰国之後
兩人撒隊へ被仰付候、
藤島伊八
西川久松

罷出候所、左之通、

御紋付御上下一具

浅黄甘綿 ■^(抹遣) ■御略御紋付一反

金拾貳両貳分

組無足人小頭

坂庄七

一御紋付代り金壹両

同亡

坂政之助

一染地代り金壹両

一金拾両

一染地御略紋付一反ツ、

金拾貳両壹分ツ、

伍長

藤島伊八

三人

一同 壹反

金壹両三分

組無足人

坂忠太郎

同

西川久松

同

福森惣衛^(兵脱)

同

同 常吉

同

杉森長蔵

同

今井喜八

同

杉田弥市

同

西川伝八

八人

同伍長

坂嘉平次

一同 壹反
金拾兩

一同 壹反

金九兩三分

青与惣吉

一同 壹反ツ、

金九兩貳分ツ、

坂善助

杉森小平次

一同 壹反ツ、

金七兩ツ、

林弥惣平

坂伝四郎

坂半六

坂治郎左衛門

林勝蔵

坂源太郎

一同 壹反

山路定二郎

金六兩

△右何れ染地浅黄木綿御略御紋付被下候事、

右は、昨年東征出張、長々骨折二付、為 御褒美、右之通被下

難有仕合奉存候、右御案内申上候、以上

巳八月廿日

△如此半紙堅折二三通認め、赤塚公方出し候様御達し二付、左之通出ス、

明治元年二月十三日方出立、巳年帰国、坂庄七、十月廿五日

帰国仕候事、

加太村無足人

御口掛り

坂庄七

一御紋付御上下一具

(二八六九)

一明治二巳年八月二前段之通り被下候後、御大名并家中共不洩

カイセニ付御免也、

百二十六年已前、先祖坂半次郎事坂庄七江無足人小頭

役被仰付、二十五年相勤メ、悴坂庄内へ小頭役被仰付

候事、尤百貳拾六年中無足人人名左二

神武

坂半六

板屋

板屋

藤島松右衛門

中在家

同

藤島喜太夫

同

梶ヶ坂

坂五右衛門

同

藤島伝右衛門

若林多右衛門

坂忠三郎

坂半三郎

板屋 中村久太夫 中村庄右衛門 北在家 中在家
 坂五左衛門 坂弥惣次 中在家 坂嘉平次 北在家 善助
 北在家 森小 兵衛 坂太郎右衛門 北在家 中在家 善衛
 同 林弥惣衛 林金右衛門 同 坂喜右衛門 坂松 衛
 板屋 村主弥助 藤島平九郎 北在家 坂助右衛門 村田作十郎
 佐助事 此時、文左衛門事 之人。

金百疋、小頭坂庄七・坂久内へ、鳥目壹貫文、前名 名之廿
 八人へ、鉄砲出精二付御褒美戴頂仕候事、宝曆十年十二月十
 八日、坂庄七年罷寄難相勤り旨、願之通聞届、忰坂庄内へ是
 迄之通申付候、

一 坂藤九郎事、坂庄七ト替名、弘化三年当年二十歳ニ至ル、砲・
 父庄内子 (二八四六) (抹消)
 一 劍共厚心掛ケ候付、父庄七跡役小頭并御林目附被仰付候事、
 (二八四八)
 一 嘉永元年八月廿一日、金百疋御褒美頂戴仕候。中在家之難
 澁者へあらめ壹駄・米拾俵助成致候付、金三兩頂戴仕候、
 (二八四八) 津西
 一 弘化五年三月、長谷山ニテ藤堂教馬殿御猪鹿大狩ニ付罷出、
 坂庄七、鹿壹疋打留候付、金貳兩御褒美頂戴仕候、

無足人継目代替仲間入取得 (俵カ)
 安政六年未年 (兵脱)
 壹分貳朱 善 衛 壹分貳朱 次郎左衛門

貳分 伝四郎 貳分 (抹消) 佐助
 壹分 善助 壹分 茂右衛門
 貳分 (抹消) 源藏 壹分貳朱 伊右衛門
 貳分 久右衛門 貳分 長八
 貳分 伊助 貳分 西川
 貳兩貳分 親伊助 貳兩貳分 惣吉
 貳分 武藏

請取申御切米之事
 一米八拾壹俵貳斗也、
 四 伍長三俵ツ、ニ相成り候付、依之八十四俵ニ成ル、
 右は、当何之暮津渡、加太村組無足人三拾壹人分御切米請取
 申処、如件、

嘉永六丑十一月改ル也
 加太村組無足人
 小頭加談
 坂忠三郎
 同小頭
 坂庄七

御奉行様
 如此認め、御奉行所ニ而見届、御割御印を請、藏方ニ而毎年十
 一月請取可申候、尤、十一月廿日過候得ハ、五・十二式日相
 定り候故、右の日限、藏方ニ而請取可申候、
 但シ美の紙ニ認め申候事、

〔朱書〕
尤、国方二而二日・四日・六日・八日・十日・十二日・十四日・十六日・十八日・廿日・廿二日・廿四日・廿六日・廿八日

治民局
御役所

（二八五三）
嘉永六癸丑十二月十一日仲間之相続、新入中間御座候
付

一金貳兩貳分

一同貳兩貳分

一同壹分貳朱

一同貳分

一同貳分

一同貳分

申四出ス分、未不足
一同貳兩貳分

利拾三匁五分

百六拾三匁五分申暮ノ高

利拾九匁六分貳厘酉年分壹ケ年

百八拾三匁分貳厘

利廿壹匁九分七厘戌年分壹ケ年

貳百五匁九厘

利廿四匁六分壹厘亥年壹ケ年分

百廿九匁七分子年壹ケ年分

利三拾匁八分七厘丑年壹ケ年分

百八拾八匁分三厘

金ニシテ四兩三分三匁分三厘

惣百拾壹兩貳分貳朱ト三厘壹分三厘

慶応二寅年八月、山崎出帳順番

※
伍長

坂嘉平次

林金右衛門

林弥惣衛（兵脱）

山路定二郎

福森惣吉

西川伝八

六人

森親之助

北崎小右衛門

坂吾八

林喜太夫

中沢久蔵

坂治郎左衛門

六人伊助
○半三郎 丸付之ノ五人山崎行

中沢伊助

坂善助

坂治郎左衛門

青与惣吉

杉森長八

杉森久右衛門

坂伝四郎

坂左助

大原善兵衛

杉田弥市

杉野長蔵

藤島伊八

西川久松

今井喜八

坂半六

坂源太郎

福森惣衛（兵脱）

坂庄七

〔※剥離貼紙〕
坂嘉平次

林金右衛門

山路五郎四郎 西川代吉

林弥惣兵衛[△]

福森惣吉[△]

〆四人

坂五八 北崎小右衛門

林喜太夫

中沢伊助[△]

森親之助^〆五人

杉野長治郎

坂半三郎

杉森小平治[△]

杉田弥市郎

杉森久右衛門[△]五人

坂治郎左衛門

中沢久五郎

坂善助[△]

[△]印五人^(カ)へ申付候、

今井喜左衛門

藤島伊八^〆五人

坂伝四郎

青与惣吉

坂左助^(兵脱)

坂弥太郎

福森惣兵衛

大原善衛^(兵脱)

坂半六

西川久右衛門

福森惣衛^(兵脱)

「

急村送りを以申入候、仁右衛門様御出張御止メニ相成り候ゆへ、
玉菓才領、組無足人之内六人不用二付、名前書、善十郎方幸便
相戻し候、然ル所、来ル十五日朝方、藤堂帰雲様御出張ニ相成
り候ゆへ、玉菓才料^(ママ)、矢張入用二付、組無足人之内六人、此間
書出し候通、来ル十四日八つ時迄ニ、拙者共詰所へ御出し可有
之候、此段申進候、以上

八月十二日夜

御手当掛り

大庄屋

加太村

庄屋
小頭中

尚々、本文六人御願ニも申置候方可然申候奉存候事、

龜山市歴史博物館歴史資料叢書 第十三集

嘉永六癸丑年改組無足人一件

発行日 令和六年三月三十一日

発行 龜山市歴史博物館

〒五一九―〇一五一

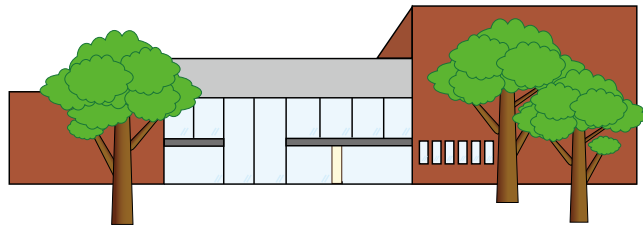
三重県龜山市若山町七―三〇

電話 〇五九五―八三―三〇〇〇

亀山市歴史博物館

Kameyama City Historical Museum

Since 1994



〒 519-0151

三重県亀山市若山町 7 番 30 号

TEL 0595-83-3000